

内部質保証会議要綱

平成27年10月14日制定

1 目的

毎年度の自己点検・評価への具体的な対応の検討のほか、認証評価への対応の検討を行うなど、内部質保証を統括するために、内部質保証会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 構成

会議は、学長、事務局長、図書館長、学生部長、研究科長、各学科長、各学内委員会委員長及び学長が指名した者で構成する。

3 招集及び議長

学長は、会議の開催が必要であると判断したとき又は評価委員会から申出があったときは、会議を招集し、その議長となる。

4 職務

会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 内部質保証の統括
- (2) 内部質保証システムが有効に機能していることの検証
- (3) 毎年度の自己点検・評価を踏まえて改善すべき具体的な対策のうち各学内委員会等（各学内委員会、研究科、各学科及び事務局をいう。以下同じ。）間の調整が必要なものの検討
- (4) 認証評価を受ける際の準備及びその実地調査等への対応のうち重要な事項の検討
- (5) 認証評価に係る評価結果を受けて改善すべき具体的な措置のうち重要な事項の検討
- (6) その他内部質保証のために必要な重要事項の検討

5 議事録の作成

会議での決定事項及び確認事項等については、議事録を作成し、教職員全員が閲覧できるようにするものとする。

6 庶務

会議の庶務は、事務局において行う。

7 会議と評価委員会の分担

- (1) 毎年度の自己点検・評価について
 - ① 学内の取りまとめ及び公表は評価委員会が行う。
 - ② 改善すべき具体的な対策の検討は各学内委員会等が行う。
 - ③ ただし、第4項第3号に掲げる「改善すべき具体的な対策のうち各学内委員会等間の調

整が必要なものの検討」は会議が行う。

- ④ ③の場合において、調整が必要か否かの判断は評価委員会が行う。
- (2) 認証評価について
- ① 第4項第4号及び第5号に掲げる、会議で検討すべき「重要な事項」の発案及び会議での検討のために必要な資料の調製は評価委員会が行う。
 - ② 第4項第4号及び第5号に掲げる「重要な事項」以外の事項の検討は評価委員会が行う。
- (3) その他内部質保証のために必要な事項
- ① 第4項第6号に掲げる「その他内部質保証のために必要な重要事項」の発案及び会議での検討のために必要な資料の調製は評価委員会が行う。
 - ② 第4項第6号に掲げる「重要事項」以外の事項の検討は評価委員会が行う。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。